

1. 名称
本会は九州考古学会と称する
2. 目的
九州を中心とした考古学研究の発展及び会員相互の親睦を目的とする
3. 事業
目的を達成するため下記の事業を行う
(1) 総会の開催
(2) 大会の開催
(3) 合同学会の開催
(4) 『九州考古学』の発刊
(5) 九州考古学会賞の授与
(6) その他
4. 構成
(1) 会員
a. 主旨に賛同し、会費を納入したものを会員とする
b. 会員は本会の事業について意見を述べ、総会等での発表、会誌への原稿投稿を行い、会誌の配付を受けることができる
(2) 役員
a. 本会には会長・運営委員・地域委員・会計監査委員・事務局委員・編集幹事・埋蔵文化財保護対策委員・合同学会委員をおく
b. 会長・運営委員・地域委員・会計監査委員・事務局委員・編集幹事役員の任期は2年とする。ただし、総会の承認をへた上で2期までの再任は妨げない。地域委員・事務局委員については3期以上の再任を妨げない
5. 運営
(1) 総会
a. 総会においては本会における重要な会務を議し、研究の発表を行う
b. 本会における事業計画・予算等の事業に関する重要案件は総会の承認を必要とする
c. 総会の議決は、総会参加会員の過半数をもって行う
d. 総会は毎年11月に開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる
(2) 大会
a. 大会においては研究発表を行う
b. 大会は夏期に開催する
c. 合同学会は大会1回にあてる
(3) 九州考古学会賞
a. 九州考古学会賞規程に基づき、選考委員会を設け、選考を行う
b. 選考結果の発表及び授与は総会にて行う
(4) 運営委員会
a. 運営委員会は会長と運営委員で構成される
b. 運営委員会は会長が召集し、地域委員の意見を反映しつつ、合議の下に本会の事業を遂行する
c. 運営委員は会員の中から総会において選出される
d. 運営委員の定員は10名以内とし、運営委員会の定足数はその半数以上とする。また、運営委員会の議決は出席委員の過半数をもって行い、賛否同数の場合は会長の裁定に委ねる
e. 事務局委員は運営委員会に出席し、事務を取り扱う
f. 事業の円滑な運営のため、運営委員会が必要と認めた場合には、運営委員会内に小委員会を設けることができる。小委員会の委員は運営委員の中から選出する
g. 事業の遂行のため、運営委員会が必要と認めた場合には、総会での承認を得た上で、その事業に関する実行委員会を設けることができる
h. 実行委員会の委員長は実行委員の互選により選出される
i. 運営委員会が緊急に必要と認めた場合、本会の目的に基づいて遺跡保存等についての本会の意志を表明することができる。なお、これについては総会で報告する。
- (5) 会長
a. 会長は本会を代表し、本会が行う事業を主催する
b. 会長は運営委員会を招集し、議長として議事の進行を行う
c. 会長は会員の中から、運営委員会が推薦し、総会による承認をへて任命される
d. 会長の職務執行に支障がある事態が生じた場合、総務担当運営委員が運営委員会を招集し、運営委員会は運営委員の中から会長代理を指名して残りの任期の職務を代行させる
(6) 地域委員
a. 地域委員は各地における活動や意見を運営委員会に反映させる
b. 運営委員会は議事の主旨を事前に地域委員に諮り、その意見を運営委員会の議事に反映させる
c. 地域委員は会員の中から運営委員会が推薦し、総会での承認をへて任命される
d. 地域委員の定員は事務局所在県を除いた地域から8名とする
(7) 会計監査
a. 会計監査委員は本会の会計を監査し総会において報告する
b. 本会の会計年度は11月1日から10月31日までとする
c. 会計監査委員は2名とし、会員の中から総会での承認をへて任命される
(8) 事務局
a. 事務局は事務局委員によって構成される
b. 事務局は会長・運営委員会の指導のもと、本会の運営に必要な事務を取り扱う
c. 事務局委員は運営委員会が推薦し、会長が任命する
d. 事務局は九州大学大学院比較社会文化研究院基層構造講座におく
(9) 編集幹事
a. 編集幹事は運営委員会の指導の下に会誌『九州考古学』の編集を行う
b. 編集幹事は運営委員会から1名、事務局から1名の計2名を運営委員会が推薦し、総会の承認をへて任命する
c. 毎年度、発行する『九州考古学』の保存用は最少3冊にする
(10) 埋蔵文化財保護対策委員
a. 埋蔵文化財保護対策委員会は埋蔵文化財の保護に対する審議を行い、対策を講じる
b. 埋蔵文化財保護対策委員は会員の中から九州全体を考慮のうえ若干名を会長が推薦し、総会の承認をへて任命する
(11) 合同学会委員
a. 合同学会委員は合同学会の準備を行う
b. 合同学会委員は会員の中から若干名を会長が推薦し、総会の承認をへて任命する
6. 会費
会費は年額2,500円とし、学生は年額1,500円とする。会費は前納とし、本会の会計年度2年をこえて未納の場合は会員の資格を失う
7. 会則の改正は総会の承認を必要とする
付則 1930年制定、1949年7月25日改正
1988年12月11日改正、1992年12月13日改正
1994年12月10日改正、1995年1月1日改正
1996年12月15日改正、1998年12月12日改正
2003年12月14日改正、2004年11月27日改正
2007年11月24日改正、2010年11月27日改正
2014年11月29日改正、2015年11月28日改正
2018年11月24日改正、2020年11月28日改正
この会則は2020年11月28日から効力を発揮する
※なお、6. 会費については2019年11月1日から効力を発揮する